

## サーバ管理型乗車券取扱規則

2023.8.30 制定

(この規程の目的)

- 第 1 条** この規程は、東急電鉄株式会社（以下「当社」といいます。）が、入出場情報をサーバ上に電子式証票として管理するための識別番号が記録された媒体を乗車券として当社線を利用する旅客（以下「旅客」といいます。）の運送等について定めることを目的とします。旅客は、この規程に同意したものとします。
- 2 前項に定める識別番号（以下「ID」といいます。）は次の各号のとおりとします。
- (1) クレジットカード会員番号およびこれに関連する情報（以下総称して「クレジットカード会員番号等」といいます。）
  - (2) 2次元バーコードの識別番号およびこれに関連する情報（以下総称して「2次元バーコードの識別番号等」といいます。）

(用語の定義)

- 第 2 条** この規程における主な用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。
- (1) 「当社線」とは、当社の運営する鉄道・軌道をいい、「他社線」とは、当社以外が運営する鉄道・軌道をいいます。
  - (2) 「営業規則」とは、当社が別途定める旅客営業規則をいいます。
  - (3) 「情報端末」とは、インターネットに対応したスマートフォン等の情報端末をいいます。
  - (4) 「対応改札機」とは、サーバ管理型乗車券に対応した自動改札機をいいます。
  - (5) 「サーバ管理型乗車券」とは、入出場情報をサーバ上に電子式証票として管理するためのIDが記録された媒体をいいます。
  - (6) 「乗車券管理サーバ」とは、サーバ管理型乗車券の ID、入出場情報、内容等を管理するサーバをいいます。
  - (7) 「2次元バーコード乗車券」とは、サーバ管理型乗車券のうち、IDとして2次元バーコード等を使用し、情報端末を媒体とする乗車券をいいます。
  - (8) 「クレジットカードタッチ乗車券」とは、サーバ管理型乗車券のうち、IDとしてクレジットカード会員番号等を使用し、クレジットカードを媒体とする乗車券をいいます。

- (9) 「販売サイト」とは、当社がサーバ管理型乗車券を販売するウェブサイトをいいます。
- (10) 「係員」とは、当社線において鉄道・軌道の運行に従事する者（乗務員、駅務員を含みますが、これにかぎられません。）をいいます。

(適用範囲)

**第 3 条** サーバ管理型乗車券による当社線の旅客の運送等については、この規程の定めるところによります。

2 この規程が改定された場合、以後のサーバ管理型乗車券による旅客の運送等については、改定された規程の定めるところによります。

3 この規程に定めていない事項については、以下の各号に定めるものによります。

- (1) 営業規則およびその他関係規程
- (2) その他当社の定める規則等

(この規程の変更)

**第 4 条** 当社は、以下の各号に定める場合、事前に旅客に通知することなく、この規程を変更できるものとします。なお、当社が変更内容を販売サイトにおいて通知した後に、旅客が当社線を利用した場合、この規程の変更に同意したものとみなします。

この規程の変更が、旅客の利益に適合するとき。

この規程の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである時。

2 当社は、前項によるこの規程の変更にあたり、この規程を変更する旨および変更後のこの規程の内容ならびにその効力発生日について、予め告知をおこない、当社が別途運営する専用の販売サイト上に掲示します。

3 当社は、第1項の変更に起因した旅客の損害等について一切の責任を負いません。

(取扱区間)

**第 5 条** サーバ管理型乗車券の取扱区間は当社線の各駅相互間とします。

2 前項に定める駅区間であっても、サーバ管理型乗車券の有効区間外は別途運賃の精算が必要となります。

(使用方法)

- 第 6 条** サーバ管理型乗車券を用いて乗車するときは、駅相互間を乗車の目的で対応改札機等による改札を受けて入場し、同一のサーバ管理型乗車券により対応改札機等による改札を受けて出場しなければなりません。
- 2 前回利用時の出場情報がないサーバ管理型乗車券の取扱いは、当社の定めるところによります。

(使用の制限)

- 第 7 条** 1 回の乗車につき、2 以上のサーバ管理型乗車券を同時に使用することはできません。
- 2 入場時に使用したサーバ管理型乗車券を出場時に使用しなかった場合は、当該サーバ管理型乗車券で再び入場することはできません。
- 3 サーバ管理型乗車券の破損、対応改札機等の故障または停電等により対応改札機等によるサーバ管理型乗車券の読み取りが不能となったときは、旅客は有人改札にて係員に申し出て、サーバ管理型乗車券に所定の処理をするものとします。
- 4 サーバ管理型乗車券を、乗車以外の目的で使用することはできません。
- 5 有効期限の定めがあるサーバ管理型乗車券は、その有効期限を超えて使用することができません。
- 6 偽造、変造または不正に作成されたサーバ管理型乗車券を使用することはできません。

(制限、停止)

- 第 8 条** 旅客の円滑な運送等を確保するため、やむを得ない場合、サーバ管理型乗車券について、以下の各号の制限をすることがあります。
- 乗車区間、乗車経路または乗車方法の制限  
入出場方法、乗車する列車等の制限  
その他、当社が旅客の円滑な運送等を確保するため必要と認める制限
- 2 旅客の円滑な運送等を確保するため、必要な場合、サーバ管理型乗車券の発売について、以下の各号の制限または停止をすることがあります。
- (1) 発売等の箇所・枚数・時間・方法の制限または停止  
(2) その他、当社が旅客の円滑な運送等を確保するため必要と認める制限または停止
- 3 第1項および前項の規定による制限または停止をする場合は、その旨を掲示します。

- 4 第1項および第2項の規定による制限または停止に起因した旅客の損害等に対し、当社はその責を負いません。なお、第1項の場合のサーバ管理型乗車券の払い戻しその他の取り扱いについては、当社が別に定めるところによります。

(紛失)

- 第 9 条** 入場後、サーバ管理型乗車券を紛失した場合、旅客は入場駅から出場駅までの普通旅客運賃を支払うものとします。
- 2 入場の前後を問わず、旅客のサーバ管理型乗車券の紛失に対し、当社はその責を負いません。また、紛失したサーバ管理型乗車券は再発行されません。

(乗車券の効力と情報の呈示)

- 第 10 条** サーバ管理型乗車券は、媒体に記録された電子情報の内容に従った効力を有するものとします。
- 2 旅客は、サーバ管理型乗車券を利用する際には、インターネットに接続している有効なサーバ管理型乗車券の情報を表示することができる情報端末を常に携帯するものとし、係員から当該情報の呈示を求められた場合、その場で呈示するものとします。
- 3 前項により、係員から呈示を求められたにもかかわらず、情報端末の紛失、故障等、会員の責に帰すべき事由により、サーバ管理型乗車券の情報を呈示できなかった場合、旅客は、別途、乗車区間の運賃を支払わなければなりません。

(係員による本人確認)

- 第 11 条** 係員は、旅客に対し、本人確認をする場合があり、旅客はこれを承諾するものします。

(サーバ管理型乗車券の払いもどし)

- 第 12 条** 旅客は、利用開始後にサーバ管理型乗車券の払いもどしを行うことができません。なお、利用開始前のサーバ管理型乗車券の払い戻しについては、当社が販売サイトにて定めるところに従うものとします。

(無効となる場合)

- 第 13 条** サーバ管理型乗車券は、次の各号の一に該当する場合は無効とします。
- (1)利用開始後のサーバ管理型乗車券を他人から譲り受けて使用したとき

- (2) 駅係員の承諾を得ないで対応改札機等による改札を受けなかったとき
- (3) 偽造、変造または不正に作成されたサーバ管理型乗車券を使用したとき
- (4) その他、不正乗車の手段として使用したとき

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)

**第 14 条** 前条の規定によりサーバ管理型乗車券が無効となった場合は、旅客は、乗車駅から下車駅までの区間に対する片道普通旅客運賃と、その 2 倍に相当する額の増運賃とをあわせて当社に支払うものとします。

- 2 前項の規定により旅客運賃・増運賃を支払う場合において、旅客の乗車駅が判明しない場合は、営業規則第266条の規定を準用して計算します。

(列車の運行不能の場合の取扱方)

**第 15 条** 旅客が、サーバ管理型乗車券で入場した後に、列車が運行不能となった場合の取り扱いについては、当社が別に定めるところによります。